

令和 8 年度第 2 回川崎地域地域医療構想調整会議 資料 6

新たな地域医療構想における構想区域の設定

- 新たな地域医療構想の策定に向けて、初めに構想区域の設定を行うこととしているが、川崎地域においては、第2回の調整会議で改めて協議することとしていた。
- このため、この資料では、川崎市における調整結果とその結果を踏まえた県からの提案について説明する。

- 1 振り返り（本県の構想区域の方向性）
- 2 各地域の検討結果
- 3 川崎市における調整結果とその結果を踏まえた県からの提案
- 4 本日ご意見をお伺いしたい事項

1 振り返り（本県の構想区域の方向性）

令和7年度第3回
神奈川県保健医療計画推進会議資料

〔構想区域について〕

- 基本的に構想区域は現状を維持する。
- ただし、川崎は北部と南部の統合等について検討を行っていくこととする。
 - ※ 川崎地域では、すでに地域医療構想調整会議を一体で開催

参考 本県の現行構想の構想区域と根拠規程等

神奈川県地域医療構想	● 本県では、9つの <u>構想区域を設定（＝二次保健医療圏）</u>
根拠規程	【医療法第30条の4第2項第7号】 ● 地域における病床の機能の分化及び連携を推進するための基準として<u>厚生労働省令で定める基準に従い定める区域</u> 【医療法施行規則第30条の28の2】 ● 現行の二次医療圏を基本として、人口構想の見通し、医療需要の動向、医療従事者及び医療提供施設の配置の状況の見通し等を考慮して設定
地域医療構想策定ガイドライン	【現行構想】 ● 構想区域の設定に当たっては、現行の二次医療圏を原則としつつ、あらかじめ、人口規模、…（中略）… <u>将来における要素を勘案して検討</u>する必要がある ● （前略）… 設定した構想区域が現行の医療計画における二次医療圏と異なる場合は、2024年3月が周期となる、次期医療計画に策定において、最終的には二次医療圏を構想区域と一致されることが適当である 【次期構想】 ● <u>二次医療圏や構想区域は一定の医療が完結することを目的に設定</u> ● 構想区域は原則として二次医療圏に一致させて運用すること ● 現在の患者動向を前提として、人口動態、医療資源、医療へのアクセス等を踏まえながら、将来にわたって医療機関機能を確保し、<u>必要病床数等の制度運用や、地域の医療関係者が実効的な協議をするために適当な単位として、必要に応じて、現在の構想区域の広域化等を検討する必要がある。</u>

2 各地域の検討結果

構想区域の設定結果

構想区域	構成市町村
横浜	横浜市
相模原	相模原市
横須賀・三浦	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
湘南東部	藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町
湘南西部	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
県央	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
県西	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

川崎地域（第1回地域医療構想調整会議での検討結果）

- 第2回調整会議において、意見のとりまとめを行う(継続協議)。
- 川崎市において関係者等と相談・調整を行う。

3 川崎地域におけるこれまでの調整状況と県からの提案

これまでの調整状況

- 医療関係選出の調整会議委員、川崎市医師会、川崎市病院協会と相談
- 「変更理由が希薄では」との意見もあり、構想区域の見直しについて、**コンセンサスを得るには至らなかった。**
- ただし、次の意見も頂戴した。
 - 「医療資源の効率的な活用の観点からは、**構想区域を広域化**する（構想区域を一つとすること）に**一定の合理性もある**」「**構想区域は1つにし、二次医療圏は2つにしてはどうか◆**」等

調整状況を踏まえた県からの提案

- 上記を踏まえ、**構想区域は、一旦、「現行の北部・南部」としてはどうか。**
- ただし、構想区域の広域化に関する賛同のご意見もあるため、今後の協議は、現行のままとするが、**令和8年度第4回調整会議の際に、構想区域について改めて協議し、決定してはどうか。**
 - ◆ 「構想区域は1つ、二次医療圏は2つ」との意見をいただいたが、構想区域は必要病床数を算定する際の枠組みであり、基準病床の枠組みである二次医療圏と区分が異なると比較ができないため、ご意見は参考とさせていただいた。
 - ◆ なお、**二つの構想区域を一つの調整会議で取り扱うことで、構想区域間の情報共有と調整を行えるメリット**はあるため、この点については、**現行のとおり運用してはどうか。**

4 ご意見をお伺いしたい事項

- 川崎市の調整結果と県からの提案（7頁）を踏まえ、川崎市の構想区域については、一旦、「**現行の北部・南部とする**」 ことについて、ご意見を伺いたい。
- また、次期構想では、構想区域ごとに医療機関機能の確保(医療機関の役割分担の決定と報告) と、役割に基づく医療機関間の連携した取組の検討を進める必要があります、**広域的な検討も必要であるため、令和8年度第4回の調整会議の際に、構想区域について改めて協議し、決定することについて**、ご意見を伺いたい。

参考 今後のスケジュール（イメージ）

- 次期構想では、①構想区域ごとに医療機関機能の設定(決定)を行い、②設定した医療機関機能の報告、③医療機関機能に基づく役割分担・取組方針を決定し策定(2028年まで)するものである。

年	令和8年度 【課題の抽出・把握】											
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
会議時期	調整①		推進①	推進②	調整②		推進③	調整③		調整④	推進④	
区域設定	構想区域決定 (川崎以外)				川崎決定 (予定)		必要病床数(2040年医療需 要推計)の算出(予定)					
課題把握	地域課題の検討 テーマの整理			入院医療について意見聴取			地域によっては、継続					
	★地域での役割分担の検討に は、多大な時間がかかるため、 先んじて客観的データ等の 提供・意見聴取など必要				在宅・介護について意見聴取							
					人材確保について意見聴取							
医療機関 機能報告					医療機関から報告				報告結果 (速報値共有)			
★医療機関が機能選択をする上で、機能別役割や地域の状況の理解が必要												
病床機能 報告							医療機関から報告		報告結果 (速報値共有)			
※包括期機能を報告開始												
医療介護 連携					連携した取組・推進体制(協議体)について 市町村等へヒアリング					市町村等ヒア 状況報告・共有		

令和9年度・10年度 【取組方針の検討】
- 意見聴取結果を踏まえ、地域課題への取組方針を検討 - 地域での役割分担、医療機関機能の確保を協議
課題整理・検討 - 構想区域ごとに各医療機関が検討・報告した医療機関機能を踏まえ、地域での急性期拠点機能ほか必要な医療機関機能を設定(決定) - 設定した医療機関機能の基づく役割分担・取組方針の決定
- 市町村において論点・課題整理 - 調整会議では、報告・協議

説明は以上です。